

不良な生活環境解消のための行政代執行の実施について

区内の私有地及び私道上において物品の蓄積及び工作物の放置により不良な生活環境を発生させた者（以下「発生者」という。）に代わって、区が当該不良な生活環境の解消の為に必要な措置を実施する行政代執行を、中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例（以下「条例」という。）及び行政代執行法の規定に基づき実施したので報告する。

1 本件の概要

区は、発生者に対し、当該不良な生活環境を解消するよう、条例第 9 条第 1 項に基づく指導を行い、さらに中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会からの意見聴取を経て、条例第 9 条第 2 項に基づき勧告を行ったが、不良な生活環境は解消されなかった。

そこで、平成 30 年 5 月 17 日、発生者に対し、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、不良な生活環境の解消措置を行うことを命じた。

発生者は、当該命令にも従わなかったため、条例及び行政代執行法に基づき区が代執行を実施したものである。

2 代執行の実施期間

平成 30 年 12 月 3 日（月）～12 月 7 日（金）

3 実施方法

物品及び工作物の撤去作業は、外部委託により実施した。なお、作業実施中は、区職員が常駐した。

また、代執行に付帯して、周辺地域への影響軽減を目的として、害虫・ネズミの駆除、及び運搬経路短縮を目的とした街路樹の一時的な撤去を外部委託により実施した。

4 経費

279 万 94 円（うち代執行にかかる分は 250 万 2,382 円）。

5 予算措置

委託料 268 万 5 千円、工事請負費 10 万円、合計 278 万 5 千円を緊急対応として予備費から充用した。

なお、代執行実施中に、撤去すべき物品の量が当初の見込み量を超過することが判明し、変更契約を行った。この際の委託料の増額分 5,734 円については当初

予算から支出した。

6 今後の予定

平成31年2月 発生者に対し代執行費用の納付命令書及び納入通知書を送付